

## 練馬区教育委員会

## 練馬区教育委員会いじめ問題対策方針（改訂案）

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。その実現のためには、学校（園）、保護者および教育委員会がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければならない。また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ撲滅に向けた新たな考え方でいじめ問題の対策を講じる必要もある。いじめ防止推進法（平成 25 年法律第 71 号。以後「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために見直しを図った。

このことを受け、練馬区教育委員会は、以下の姿勢・考え方ですべての幼児・児童・生徒（以後「児童生徒」という）が安心して楽しく学べる学校（園）づくりをより一層押し進めていく。

## 1 練馬区の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

いじめはどの学校（園）にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

## 2 対策方針の基本的な考え方

本方針は、法第 12 条に基づき、国の基本方針を参酌し、見直しを図ったものであり、基本的な考え方として次の 3 つをあげる。

- (1) 管理職・教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童生徒を守ることができるのは、第一義に学校（園）であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校（園）種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として幼児・児童・生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校（園）と教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

## 3 教育委員会の取組

## (1) いじめの防止等のための組織等の設置

## ① いじめ等対応支援チームの設置

有識者を含めたいじめ等対応支援チームを設置し、実態把握と対応方針等のいじめ問題への効果的な対策についての定期的な点検、その実現状況の検討を継続する。

② いじめ等対応支援特別チームの設置

重大事態が発生した際は、いじめ等対応支援チームのもとにいじめ等対応支援特別チームを発足させ、質問紙票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、第三者による調査を実施する。調査を行ったときは、その結果を報告する。

③ いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するため、有識者による相談体制を整える。

(2) いじめの的確な実態把握

① 定期的ないじめ実態調査の実施

全小中学校で年間を通して定期的にいじめ実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて各校の実態を確実に把握する。

② インターネット上のいじめに関する情報把握

東京都教育委員会との連携を継続するとともに、被害等の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講じたり、警察等の関係機関の協力や援助を求めたりするよう学校に指導・助言する。

(3) 学校（園）・教職員への指導・助言

① 教職員研修の実施

児童生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

② 情報共有

学校がいじめと認知したケースについては、該当児童生徒の質問紙票を学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。学校（園）ごとの対応状況については、各学校が作成する「いじめ対応状況報告票」を通して継続観察と必要に応じた指導を行う。

また、いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、練馬区版「いじめ対応のポイント」をもとに、いじめの有無を確認するよう指導する。

③ いじめ相談窓口の周知

練馬区の教育相談室をはじめとして都や国のいじめ相談の連絡先を、学校を通して毎年度すべての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。また、保護者への周知を行う。

④ 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童生徒の望ましい人間関係をはぐくむために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施する。

⑤ 重大事態への対処

学校等から「重大事態」発生の報告を受けた場合は、法28条および国の基本方針に基づき、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

⑥ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

学校評価において、いじめの実態把握の取組状況等、学校における具体的な取組状況や達成状況を点検し、学校評価の結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

(4) 幼児・児童・生徒への働きかけ

① いじめ一掃プロジェクトを通じた指導

本プロジェクトをさらに充実させ、いじめを「しない」「させない」「許さない」心情をはぐくむ。

② 情報モラル講習会の充実

現在小学校第5学年、中学校第2学年および保護者向けに実施している講習会の充実を図り、メールやインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。

(5) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

① 保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施

学校（園）と保護者等が連携して取り組む実践を推進し、「いじめ防止事例実践報告会」において、保護者・地域へ広く啓発する。

② 教育だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信

いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を計画的に広く区民に発信する。

③ 学校（園）内外の関係者からの幅広い情報収集

研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校（園）にかかわる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に活かす。

(6) いじめ改善に向けた制度の運用

いじめ改善に向けた緊急対応は別室指導を優先し、性行不良による出席停止制度の適用は個別の状況を見極めた上で検討する。

(7) 就学前教育への支援

幼稚園や保育所等における保育と人格形成の基盤となる家庭教育を充実させ、望ましい人間関係を構築する素地を養うよう努める。

(8) 子供関連機関との連携強化・促進

教育相談室や適応指導教室に加え、放課後や休日等に児童生徒が過ごす学童クラブ

や児童館など、学校教育以外を所管する部署とも定期的な情報共有を継続し、いじめの解消を図る。特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときの警察との適切な連携を促進する。

#### 4 学校（園）の取組

##### (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

###### ① いじめ防止基本方針の策定

###### ○ 具体的な取組や年間計画の作成・実行・検証等について

学校は、国の基本方針や「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を参酌し、学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定する際、具体的な取組や年間計画等の作成・実行・検証などについて明記する。

###### ○ 学校のホームページ等での公開

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページなどで公開する。

###### ②組織等の設置

###### ○ いじめの防止等の対策のための組織（以後、「組織等」）の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、既存の組織を活用するなど複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される常設の組織等を置く。組織等の名称は、各学校の判断とする。

###### ○ 重大事態への対応を行うための組織等の設置

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校の下に当該重大事態への対応を行うための組織等を設ける。

##### (2) いじめの防止

###### ① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

###### ○ 道徳教育の推進および人間関係構築能力等の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。また、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

###### ○ コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進

児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。

###### ○ 体験活動の充実

生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を充実する。

○ 自尊感情や自己肯定感を育む教育活動の充実

児童生徒が安心できる学校づくりに努め、発達段階に応じて自尊感情や自己肯定感を高めるための教育活動を充実する。

② 児童生徒の主体的な活動の促し

小学校の児童会や中学校の生徒会において、児童生徒が自発的・自主的にいじめを考え自ら改善に向けた主体的な活動を推進されるよう指導する。また、児童生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手だてを指導する。

③ 教職員の指導力の向上

○ いじめ対応やカウンセリング能力等の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図る。そのために、練馬区版「いじめ対応のポイント」を活用して校（園）内でいじめに関する研修や心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を実施するとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図る。

○ 教職員の不適切な行為や体罰に関する研修の実施

教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許しいじめの深刻化につながる可能性があることに注意するとともに、体罰についても、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

○ 調査等による把握

年間を通して定期的にいじめに関する調査を実施し、いじめは起こり得るとの認識のもといじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握する。

○ 教職員による把握

休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート、日記等から交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

② 教育相談の充実

○ 児童生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり児童生徒が相談する相手を選ぶことができるようにしたりするなど、児童生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。

○ 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている学校サポートチームに校外の関係者の参加を依頼するな

ど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

○ 自校（園）のいじめの実態や対応方針等について

保護者会、学校（園）だよりおよびホームページ等を通じて積極的に情報発信し、保護者、地域と連携した対策を推進するなど学校（園）と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。また、小学校においては、安全・安心ボランティアと連携した児童の見守りを検討する。

○ 情報モラルに関する啓発

パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話のメールを利用したいじめに関して、情報提供および啓発を促進する。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童生徒への支援

○ 事実関係の聴取

「練馬区の基本姿勢」に基づき、被害児童生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聴き取り、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

○ 保護者と一体となった支援

迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全の確保に努めるとともに、信頼できる人と連携し、いじめられる側に寄り添い支える体制をつくる。

② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

○ 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童生徒に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。また、暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。

○ 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え区や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努める。

③ 学校組織全体でのいじめへの対処

○ 教職員での共通理解

特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における組織等で情報を共有し、組織的に対応する。平素からいじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図る。

○ いじめの認知および対応

いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、対応の必要なケースについては、事実確認とともに、まずいじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図る。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校（園）内の組織を工夫する。

○ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、法第28条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。その際、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を努めるとともに、個人情報保護等に十分配慮する。

○ 重大事態への対処に関する結果等の報告

当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、質問紙票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査により明らかになった事実関係について報告する。

④ インターネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるための相談窓口や違法な情報発信停止や情報の削除の手続き方法等について、児童生徒および保護者に情報提供する。児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に相談し、適切な援助・助言を求める。

⑤ 校（園）種間および関係機関との一層の連携

○ 卒業（園）時等における的確な情報伝達

小中一貫教育・幼保小連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行う。

○ 子供関連施設との情報共有

いじめの要因は様々であることから、総合教育センター、子ども家庭支援センター、福祉関連機関、児童相談所および警察等との情報共有を継続的に行う。特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

○ いじめ防止基本方針の点検・見直し

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを設置

した組織等を中心に点検し、必要に応じて見直す。

○ 学校評価における教員評価

日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見などいじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

○ 児童生徒および保護者等の参画

学校関係者評価等を活用し、学校全体でいじめの防止等の取組に対して積極的に参画できるよう配慮する。